

障害を理由とする差別の事例分析について（案）

1 事例分析の目的

- ・差別解消のためには、何が差別にあたるのかについて共有する必要性は、論点整理の中でも浮かび上がったところである。
- ・条例（差別解消の取り組み）を、本市の実情に合ったものとするためには、本市における実情を明らかにする必要があることから、収集した個別の差別事例について分析を行う。
- ・なお、得られた成果については、障害者施策推進協議会の議論の資料にするとともに、市民に分かりやすい事例集としてまとめる。

2 分析の方法等

障害者施策推進協議会内に差別事例検討部会を設置し、事例分析等を実施する。また、その成果をもとに、市民にわかりやすい事例集を作成する。

（1）差別事例検討部会の概要

- ① 部会長：差別事例検討部会委員の互選により1名を決定
- ② 委員：障害者施策推進協議会委員のうち7名程度（部会長含む）
- ③ 事務局：仙台市障害者施策推進協議会事務局（障害企画課）

（2）差別事例検討部会の進め方

- ① 期間：平成27年1月から平成27年5月
- ② 開催回数：概ね月1回、全部で5回程度を予定（資料7参照）
- ③ 検討方法等
 - ・収集された事例について、差別にあたる行為、対象者、差別が生じる要因等の分析を行う。
 - ・差別にあたりと考えられる事例と合理的配慮の提供に係る参考事例等を掲載した事例集を作成する。
- ④ 協議会への報告等
 - ・差別事例検討部会での検討状況を障害者施策推進協議会に報告をすることとし、必要な議論等を反映させる。